



届出・証明

戸籍

問 市民課 ☎898-6103

戸籍に関する届出窓口

土曜、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時

市役所：市民課8番窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所：各市民サービス課窓口（外国人の届出を除き出生届・死亡届・婚姻届・転籍届は城南支所でも受け付けます）

上記以外の日時（死亡届の夜間の受け付けはできません）

市役所当直室（任意の届け出は、上記の時間内に市民課などで事前審査を受けてください）

死亡届は午前9時～午後5時15分に斎場で受け付けます。

戸籍の届出の方法

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	届出に必要な物
出生届 (子どもが生まれたとき)	生まれた日を含め 14日以内	生まれた子の父 か母	住所地・本籍地か生ま れた所の市区町村	☒ 出生証明書(出生届と同じ用紙) ☒ 母子手帳 ※児童手当については住所地の担当 課へ別途確認を
死亡届 (死亡したとき)	死亡の事実を知っ た日から7日以内	親族など	住所地・本籍地か死亡 した所の市区町村	☒ 死亡診断書(死亡届と同じ用紙)
婚姻届 (結婚するとき)	任意	婚姻する2人	2人のいずれかの本籍 地か住所地の市区町村	☒ マイナンバーカード(氏名などが 変更になる場合、追記・データ更 新をします)
転籍届 (本籍を変えるとき)	任意	戸籍の筆頭者と 配偶者	新本籍地・住所地か現 本籍地の市区町村	

※婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離婚届、認知届は本人確認をします。公的機関が発行した写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）を持参してください。

届出・証明

〈以下は広告スペースです〉

日常に感動を、感動を日常へ

行政の現場が紡ぎだす街の未来。
私たちのITはいつもそのそばに。



株式会社ジーシーシー
群馬県前橋市上大島町 96

TEL : 027-263-1637
FAX : 027-261-1445





お取り扱い商品ラインナップ



格安SIM 各種WiFi 新品端末/中古端末 スマホ修理

●ご相談無料 ●サポート無料 ●出張サービス

ドコモ回線でお持ちのスマホが安くなる！

docomo 月額 650円〜 (税別715円) 1GB 100GB

予約不要 iPhone 修理 地域最安値宣言!!

X-mobile. 前橋店

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町3丁目1-20
営業時間：10:00～19:00 (土日定休)
0120-777-595

住民登録(住民基本台帳)

問 市民課 ☎898-6106

住民異動に関する主な届出

土日曜、祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時

市役所市民課5番窓口、大胡・宮城・粕川・富士見・城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター

日曜、祝日、年末年始、メンテナンス日を除く

平日午前10時30分～午後5時、土曜午前10時30分～午後6時(完全予約制)

前橋プラザ元気21内証明サービスコーナー(☎210-2279)。事前予約が必要。届出受付後、別日にシステムへの登録を行うため、即時での証明発行はできません。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要な物
転入届 (市内に引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	(届け出が できないときは 本人・世帯主・世帯員 または代理人)	☒ 前住所の市区町村で発行した転出証明書 ☒ マイナンバーカード(住所などが変更になった場合、追記・データ更新をします) ☒ 運転免許証など本人確認できる物 ☒ 委任状(代理人の場合)
転出届 (市外に引っ越すとき)	転出することが決まったら (おおむね14日前から受け付け)		☒ 運転免許証など本人確認できる物 ☒ 印鑑登録証(登録者のみ) ☒ 委任状(代理人の場合) ☒ 国民健康保険資格確認書(該当者のみ)
転居届 (市内で住所が変わったとき)	転居をした日から14日以内		☒ マイナンバーカード(住所などが変更になった場合、追記・データ更新をします) ☒ 運転免許証など本人確認できる物 ☒ 国民健康保険資格確認書(該当者のみ) ☒ 委任状(代理人の場合)
世帯変更 (世帯主を変えたり、世帯を分けたり合併したりしたとき)	変更をした日から14日以内		☒ 運転免許証など本人確認できる物 ☒ 国民健康保険資格確認書(該当者のみ) ☒ 委任状(代理人の場合)

届出・証明

※有効なマイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届出が可能です。

外国人住民に関する届出

問 市民課 ☎898-6122

在留管理制度

このようなとき	届出場所	届出に必要な物
居住に関する届け出	市役所市民課5番窓口、大胡・宮城・粕川・富士見・城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター	・在留カードか特別永住者証明書 ・上記住民登録(住民基本台帳)の届出に必要な物に準ずる
上記以外	地方出入国在留管理官署	地方出入国在留管理官署へ問い合わせてください

※特別永住者証明書の更新などは、特別永住者証明書、写真1葉、旅券(パスポート)を持参の上、市役所市民課7番窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所へ。

マイナンバーと個人番号カード

マイナンバー

平成28年1月1日から、マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まりました。この制度では、1人に1つの12桁の番号が指定されています。この制度で、さまざまな手続きでマイナンバーが必要になりました。詳しくは問い合わせてください。

通知カードかマイナンバーカードが必要な手続き

主な手続き	問い合わせ
国民健康保険・後期高齢者医療の手続き	国民健康保険課 ☎898-6250
生活保護・中国残留邦人支援給付、戦傷病者・戦没者などの遺族への給付金の手続き	社会福祉課 ☎898-6142
児童手当・児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金・母子父子寡婦福祉資金、未熟児養育医療、妊娠の届け出(母子健康手帳交付)の手続き	こども支援課 ☎220-5701
保育所(園)・認定こども園などへの入所のための支給認定手続き	こども施設課 ☎220-5705
介護保険の手続き	介護保険課 ☎898-6159
障害者(児)の手続き(身体・知的)	障害福祉課 ☎220-5711
障害者(精神)、小児慢性特定疾病医療、特定医療費(指定難病)医療給付の手続き	保健予防課 ☎220-5787
個人市民税・県民税(住民税)、事業所税、軽自動車税・市たばこ税・入湯税の手続き	市民税課 ☎898-6202
固定資産税・都市計画税の手続き	資産税課 ☎898-6216
結婚などの戸籍の届け出、転入や転居など住所異動の届出で、住所・氏名が変更になるときのマイナンバーカードへの追記	市民課 ☎898-6101

マイナンバーカード

マイナンバーカードとは、個人番号(マイナンバー)が記載されたカードです。カードを活用した各種サービス(コンビニ交付等)や本人確認の場面で利用できます。詳しくは問い合わせてください。

担当	市民課 ☎898-6101
申請方法	①郵送で申請 地方公共団体情報システム機構などから送付されたID入り申請書に必要事項を記入、顔写真を貼り、返信用封筒で郵送してください ②オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、ID入り申請書の二次元コードからオンラインで申請してください
受け取り方法	必ず本人が指定された受け取り場所で受け取ってください ○必要な物 ・本人確認書類(運転免許証等) ・交付通知書 ・通知カード又は個人番号通知書(持っている人のみ) ・マイナンバーカード(持っている人のみ)
手数料	無料(再発行には事由により、1,000円かかる場合があります。)

各種証明書の請求

問 市民課 ☎898-6107

証明書の請求

請求できる場所 市役所市民課2番窓口、各支所・市民サービスセンター・証明交付コーナー、証明サービスコーナー
請求できる時間 土日曜、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時
(前橋プラザ元気21内証明サービスコーナー・コンビニ交付は下記を参照)

	証明書の種類	手数料	請求できる人	必要な物
住民票の証明	住民票記載事項証明書	1通 350円	・本人か本人と同一世帯に属する人 ・官公署に提出するなど、正当な理由があると認められる人 ・代理人	・窓口に来る人の運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できる書類 (広域戸籍については顔写真付きの官公署発行の本人確認できる書類) ・代理人からの請求の場合は、委任者が自署した委任状 (広域戸籍については委任状や郵送による請求はできません。) ・その他、必要書類は問い合わせてください
	住民票の写し	1通 350円 (コンビニ交付は1通 100円)		
	除票	1通 350円		
戸籍証明書	戸籍全部・個人事項証明 (戸籍謄本・抄本)	1通 450円	・戸籍や除かれた戸籍に記載されている人かその配偶者。 直系の親族(父母・子・祖父母・孫など) ・官公署に提出するなど、正当な理由があると認められる人 ・代理人	
	除籍／改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円		
	戸籍の附票の写し	1通 350円		
	受理証明書(※)	1通 350円 (上質紙は1通1,400円)		
	届書記載事項証明書(※)	1通 350円		
	身分証明書	1通 350円		
	広域戸籍全部事項証明 (戸籍謄本)(※)	1通 450円		
	広域除籍／改製原戸籍謄本(※)	1通 750円		
その他	印鑑登録証明書	1通 350円 (コンビニ交付は1通 100円)	本人、代理人	印鑑登録証
	諸証明	1通 350円	問い合わせてください	問い合わせてください
	印鑑登録	1件 350円	印鑑登録を参照	印鑑登録を参照

※証明サービスコーナー(前橋プラザ元気21内)では請求できません。

郵便での戸籍証明書の請求

証明書は、郵便で本籍地の市区町村役場に交付を申請できます。詳しくは本籍地の市区町村に問い合わせてください。

平日夜間、土日曜、祝日の証明書の交付

証明サービスコーナー(前橋プラザ元気21内) ☎210-2279

請求できる時間 年末年始、機器メンテナンス日を除く午前10時30分～午後7時
請求できる証明書 取り扱いのない物もあります。問い合わせてください。

コンビニ交付
請求できる場所 キオスク(多機能)端末が設置されているコンビニエンスストアなど
請求できる時間 午前6時30分～午後11時
請求できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書

注意事項 マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要

印鑑登録

問 市民課 ☎898-6122

申請できる人 前橋市の住民基本台帳に登録されている本人(15歳未満、原則成年被後見人は不可)。疾病などやむを得ない事由があるときは代理人申請可。

区分	必要な物	申請場所
本人が申請する場合	☒ 登録する印鑑 ☒ 官公署が発行した顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カードなど) ☒ 上記の本人確認書類をお持ちでない場合、登録方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。	市役所市民課6番窓口 大胡・宮城・粕川・富士見支所 城南支所 各市民サービスセンター 前橋プラザ元気21内証明サービスコーナー
代理人が申請する場合	詳しくはお問い合わせください。 ※登録に日数がかかります。	市役所市民課6番窓口 大胡・宮城・粕川・富士見支所

パスポートの申請・交付

問 パスポートセンター ☎898-6124

場所	市役所1階パスポートセンター
受付時間	申請 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分
	受け取り 月曜～金曜・日曜 午前9時～午後4時30分 (第2・第4火曜は午後7時まで)
休業日	土曜、祝日、年末年始。祝日が日曜(年末年始を除く)と重なった場合は受け取りのみ可能

申請の種類	
新規	初めてパスポートを取得する場合 以前取得したパスポートの期限が切れ、新しく取得する場合
切替	パスポートの残存期間が1年未満になった場合 査証欄に余白がなくなった場合など
訂正	有効中のパスポートの内容(氏名、本籍の都道府県名など)に変更が生じたため、新しい内容のパスポートを取得する場合
残存期間同一	有効中のパスポートの内容(氏名、本籍の都道府県名など)に変更が生じた場合やパスポートの査証欄に余白がなくなった場合で、有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じパスポートを取得する場合
紛失	有効中のパスポートを紛失・焼失してしまった場合

届出・証明

斎場の使用・火葬

問 斎場(天川大島町一丁目31-1) ☎224-2777

斎場では、火葬と葬儀ができます。通夜は翌日の葬儀と併せて利用できます。

休業日 1月1日・2日、友引(友引の通夜は利用可)

葬儀と火葬

自宅葬儀などで火葬室の利用可能時刻	午前10時・11時、午後1時・2時・3時・4時の6回	
斎場で葬儀をする場合の式場	式場1(150席)	間仕切りをはずして大式場(300席)として利用可
	式場2(150席)	
	式場3(170席)	中間仕切りで少数の利用可

斎場の予約

個人で予約する場合	午前9時～午後5時15分に斎場へ直接
葬祭業者から予約する場合	24時間専用回線で予約可

火葬許可の手続き

土日曜、祝日、年末年始	午前9時～午後5時15分に斎場へ
上記以外の日	午前9時～午後5時に市役所市民課各支所へ
手続きに必要な物	死亡届など

施設などの利用手続き

式場、待合室、霊きゅう車を利用する場合は、火葬許可証の発行を受けた後、斎場で施設や霊きゅう車の利用手続きをしてください。